

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 評議員会運営規程

平成29年7月31日
評議員会決定

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）定款第16条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 評議員会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 当法人定款第18条第1項に基づき評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 評議員会の目的である事項（当該目的である事項が議案となるものを除く。）に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 評議員会を招集するには、会長（前条第2項の場合にあつては、当該評議員）は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は評議員の承諾を得た電磁的方法により通知をしなければならない。ただし、会長に事故があるときは、副会長が招集する。

(招集手続の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第 3 章 評 議 員 会 の 議 事

(評議員会の決議事項)

第5条 評議員会は、公益法人法及び定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 重要な財産の処分又は譲受け
- (10) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
- (11) 設立者に帰属させた後になお残る残余財産の寄附先の決定
- (12) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (13) 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (14) 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (15) 評議員会の延期又は続行
- (16) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び当法人定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項(13)、(14)及び(15)に係る事項については、この限りではない。

(議 長)

第6条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長1名及び副議長1名を選任する。

- 2 議長に事故あるときは、副議長がこれにあたる。
- 3 議長及び副議長に事故あるときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第7条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(理事等の出席及び説明等)

第8条 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

- 2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 3 当法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。
- 4 理事又は監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の指示に従い、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合又はその説明をすることにより当法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第59条各号に定める場合は、この限りでない。

(議事録)

第9条 評議員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成する。

- 2 評議員会の議事録には、別表に掲げる事項を記載する。
- 3 議長及び副議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第10条 評議員会の事務局事務は、企画財務局がこれを行う。

第 5 章 雑 則

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は平成26年1月24日から施行する。

附 則

本規程は平成27年6月29日から施行する。

附 則

本規程は平成29年7月31日から施行する。

別 表 議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名